

在日コリアンを汚い言葉で攻撃する「ヘイトスピーチ」の問題は、16日に東京・新大久保で行われたデモで「在日特権を許さない市民の会」（在特会）と反対派から逮捕者を出す事態に発展した。ヘイトスピーチはなぜ過激化したのか。また私たちはどう考えればよいのか。識者に聞く。

フリーライター 赤木智弘さん

排除は国民の仕事

経済成長が終わり、非正規雇用の増加などで閉塞感が強まる中、「在日」を標的とする在特会の運動が、鬱積している不満のはけ口として一部で共感を呼んでいる。彼らがよりどころとする「民族」「国籍」は何の苦勞もな

く手に入り、揺るがない。第一次世界大戦後、超インフレに苦しみ没落していくドイツ人中間層が、すべてをユダヤ人の責任に帰すナチスを支持した状況とも重なっている。とはいえ、彼らの言葉はどんなに汚くても「言論」である。ヘイトスピーチを法律で禁じようという議論もあるが、言論に法規制はなじまない。ヘイトスピーチを「国籍や性別など固有の属性に基づき差別」などと法で厳密に定義すれば、反対派による暴言は「定義に

過熱する「憎悪」

識者に聞く



あかぎ・ともひろ 1975年栃木県生まれ。論文「丸山眞男」をひっぱたいた31歳、フリーター。希望は、戦争。」が話題に。著書に「若者を見殺しにする国」。

外れる」として許容されかねない。一方、定義をあいまいにしておけば、国家による表現の自由への制限ない介入を許す。今の日本人は職場と家庭に引きこもり、その外側で起きている現象への関心や想像力を失っている。地域や社会で人間関係を強め、属性の異なる人々と付き合っていく中で、差別を許さない言論を地道に鍛えていくほかない。ヘイトスピーチを排除するのは、国家権力ではなく国民の仕事なのである。(談)

差別的なデモを苦々しい思いで見ている。その一方で、彼らも時代が生み出したものなのだとも思う。

私は1997〜99年に右翼団体にいた。オウム真理教の事件や阪神大震災が起これ、戦後の繁栄が崩れていた。学校で「頑張れば報われる」と教え

作家

雨宮処凛さん

過熱する「憎悪」

識者に聞く



あまみや・かりん 1975年北海道生まれ。2000年、自伝的エッセー「生き地獄天国」でデビュー。若者の生きづらさをテーマにした著作を発表している。「反貧困ネットワーク」副代表。

られたが、頑張っても貧乏なフリーターで生きづらかった。右翼は米国や戦後民主主義を批判し「社会不安の原因は構造」的なもので、個人が悪いわけではない」と主張し

られたが、頑張っても貧乏なフリーターで生きづらかった。居場所ができて救われない若者の受け皿になっているように思う。「雇用が破壊され、中国や韓国がリアルな脅威に」見える今、ヘイトスピーチを行う団体が会社など

い。右翼だったころの自分も「やめろ」と言われても行き場がなく「死ね」と言われるに等しかった。広い視野で社会を見てほしいと思う。私は左翼と憲法を討論することになって初めて日本国憲法をきちんと読んだ。反対側を見れば分かることもあるはずだ。

法規制には慎重な立場だ。活動を潜在化させるだけで、根本的な解決にはつながらないのではないか。(談)

過熱する「憎悪」

識者に聞く



と な み・こうじ 1947年東京都生まれ。専攻は憲法学で人権論、違憲審査制を中心に研究。ドイツ憲法判例研究会前代表。編著に「ヨーロッパ人権裁判所の判例」やさしい憲法入門」など。

は、国家権力による政治的言論の抑圧をやめさせ、少数派の権利を守ることにある。しかし、ヘイトスピーチは私人が私人を、多数者が少数者を攻撃している。従来、リベラル派が表現の自由を主張し、保守派が公共の福祉による制限を主張し

は通用しなくなってきた。人権論でいえば、ドイツで確立した基本権保護義務論が日本でも有力になっている。国家が積極的に人権を保護すべきだとし、ストーカー規制法やDV防止法などはこの考えに基づいている。

ヘイトスピーチを規制できるか、憲法学者の間でも意見は分かれる。言論の自由はできる限り広く認めようという立場からは、他の民族やグループを憎悪する攻撃的言論であっても規制は許されないと、私は違ふと思う。

早稲田大法学学術院教授 戸波江二さん

規制立法 必要な時期

近年の国際的な流れや東京・新大久保などでの在日コリアン排斥デモをみると、規制立法が必要な時期にきていると考え

(談)

在日コリアン排斥デモの言動は典型的なヘイトスピーチ（憎悪表現）で極めて残念。人種差別撤廃条約の対象そのものといえるが、日本社会で最も根深いのは部落差別表現だ。

憎悪表現と差別表現一般の線引きをどこに置くべきか、新大久保などの

在日コリアン排斥デモ

の言動は典型的なヘイト

スピーチ（憎悪表現）で

極めて残念。人種差別撤

廃条約の対象そのものと

いえるが、日本社会で最

も根深いのは部落差別表

現だ。

憎悪表現と差別表現一

般の線引きをどこに置く

べきか、新大久保などの

専修大教授

山田健太さん

法規制は最後の手段

デモを「公の秩序」違反として取り締まることで他のデモへの影響はないのか、考えるべき課題は多い。

国際標準としては予防啓蒙、規制、救済という

三つのスキームがあり、これらをどう組み合わせ、どこに重点を置くか。

あいつらはけしからんと法律で縛ったとしても表面的な解決でしかない

し、社会には差別的構造

があるのではないか。

日本は戦時中の思想・

表現弾圧の歴史を経て、

制約無き表現の自由を憲

法で保障している珍しい

国。ナチスの歴史から人

種差別思想を禁止してい

る欧州的な考えを突然導

入して法律を作るのは、

日本に合わない。

メディアの規範力によ

って守られてきた日本的

な表現の自由の中で、差

別的な表現をどう社会か

らなくすかを考えるべき

だろう。

識者に聞く



やまだ・けんた 1959年京都市生まれ。専修大文学部教授。言論法、ジャーナリズム論が専門。日本ペンクラブ理事・言論表現委員長。著書に「3・11とメディア」「言論の自由」など。

過熱する

「憎悪」

(談)

無関心が生む「差別」

在日コリアンらの排斥を掲げ、東京や大阪などで続いている「ヘイトスピーチ（憎悪表現）」デモ。このデモをテーマに取り上げた会合が9日、東京・有楽町の日本外国特派員協会であった。日本ではほとんどみられなかった差別的デモは日本を知る外国人にどう映るのか。特派員らに聞いた。

【青島頭、岸達也、小泉大士】

来日16年目で初めての体験だと驚くのは「新月通信社」の米国人記者、マイケル・ペンさんだ。「米国社会には差別やヘイトスピーチが存在したが、日本にはなかった。10年前にはあり得なかったことだ」

その上で「要因は複雑だ。経済不安や教育の問題、中韓との関係悪化などがあるのではない。最近では日本社会のつながりが弱くなってしまった。インターネットの時代になり『一人の社会』が生まれている。その中で極端な思想が生まれたのかも知れない」と分析する。ただ、法規制については「表現の自由との兼ね合いがあり、法律で禁止するのは疑問だ」と述べた。

フランスRTL放送のジョエル・ルジャンドル日本特派員が強く印象づけられているのは、日本人の無関心だという。

「日本人の大多数は平和的で非常に賢いのに、（1日の日韓）外相会談で問題視されたように」デモを行うごく少数の極めて保守的な人々のために日本は政治・経済両面であまりに多くの困難に直面している」。そう話した上で、ルジャンドルさんは差別的なデモが続く背景を「多くの日本人があまりに無関心だからだと思う」と述べた。

「日本は東日本大震災直後は全世界の同情を集めていたが、そのイメージが急速に変わってきている」と指摘したのは、米ニュースサイト「ハフィントンポスト」に記事を書いているカリフォルニア州立大フラートン校のナンシー・スノー教授だ。

20年来、日米を行き来しているスノー教授が一因に挙げたのが、在日コリアンが多く住む大阪・鶴橋であったデモで14歳の女子中学生が「鶴橋大虐殺を実行しますよ」と発言したことだ。「映像はネットで各国に流れている。何千人もの日本の中学

生が同じように思っていると受け止められかねない。3・11後の日本のイメージに与える影響を危惧している」と語った。

9日の会合には約30人が参加。ゲストスピーカーの新右翼「水会」の鈴木邦男顧問が「弱い人たちが普段言えないことを言い、自分が巨大な国になったような幻想を抱いている」と指摘。デモの規制を主張している

有田芳生・民主党参院議員が「戦後68年で最も異常なデモ。不満のはけ口として参加している人もいる」などと話した。

ヘイトスピーチを巡る各国の規制状況

刑事法規での規制		人権法での規制	
日本	なし	なし	
米国	なし（92年連邦最高裁違憲判決）	なし	
カナダ	あり（連邦刑法319条。罰則は2年以下の自由刑）	廃止法案が可決（連邦人権法）	
豪州	なし	あり（人種差別禁止法）	
英国	あり（公共秩序法18条。罰則は7年以下の自由刑か罰金、しくはその両方）	なし	
ドイツ	あり（連邦刑法130条。3月以上5年以下の自由刑か罰金）	なし	
EU	あり（08年特定の形態の人種差別主義及び外国人嫌悪するた表現を禁じるための枠組み決定）	なし	

※研究者への取材などを基に作成。カッコ内は根拠法と罰則など。豪州は一部の州で州法による刑事規制がある。欧州連合（EU）の枠組み決定は、その実施形式は各国にゆだねるが、各加盟国を拘束する

ネット時代「10年前あり得なかった」



会合で発言する有田議員（左から2人目）と鈴木顧問（同3人目）＝東京都千代田区で9日午後0時40分、小泉大士撮影

海外で規制2種類 「表現の自由への脅威にも」

諸外国の規制には大別すると、個人に罰を科すための刑事法（刑法）と被害者救済が目的の人権法による2種類がある。英国などでは実際に訴追されたケースがある他、カナダでは「ユダヤ人は邪悪」などと教室で発言した高校教師の有罪が1990年に確定している。一方、米国では連邦最高裁が92年、規制は違憲との判断を示した。日本の刑法関連規定には脅迫罪や名誉毀損罪などがあるが、静岡大人文社会科学部の小谷順子教授は「不特定多数に対するヘイトスピーチには適用されない。人権法による規制も『対象となる表現行為が幅広くないが、表現の自由への重大な脅威となりうる』と慎重だ」。